

平成28年

総務委員会

12月9日

豊明市議会

総務委員会会議録

平成28年12月9日

午前10時00分 開会

午後1時49分 閉会

1. 出席委員

委員長	近藤千鶴	副委員長	鵜飼貞雄
委員	郷右近修	委員	後藤学
委員	早川直彦	委員	杉浦光男
委員	月岡修一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川晃二	議事課長	馬場秀樹
議事担当係長	水野美樹	議事課主事	川口真也

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	坪野順司
行政経営部長	石川順一	市民生活部長	吉井徹也
秘書広報課長	平下義之	企画政策課長	小串真美
財政課長	伊藤正弘	税務課長	鈴木美智雄
秘書広報課長補佐	塚田力	税務課長補佐	加藤健治
税務課長補佐	竹本啓子	政策推進担当係長	浦倫彰
財政担当係長	萩野昭久		

5. 傍聴議員

清水義昭	富永秀一	蟹井智行	宮本英彦
ふじえ真理子	近藤郁子	山盛さちえ	近藤善人
三浦桂司	一色美智子		

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

午前10時開会

○総務委員長（近藤千鶴議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は5議案でございます。慎重審査をいただきましよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

議長より挨拶をお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

総務委員会、しっかりと審議をしていただきたいと思います。余りにも細かいところにこだわらずに、議員らしい質疑をしていただきたいと思います。答弁も簡潔によろしくをお願いいたします。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おきください。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

事前に提出していただきました資料要求書についてお諮りいたします。

初めに、議案第100号 豊明市債権管理条例の制定について、早川委員から資料請求がありました。早川委員より、資料請求の趣旨及びいつまでに資料が必要か、説明をお願いいたします。

早川委員。

○早川直彦委員 本条例の議案第100号のこの中の部分で、さらに内容を詳しく書いてある規則、要綱、どういうものがあるのかちょっとわからないんですが、確実に債権管理条例が機能するかどうか確認するために、資料請求を求めます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 要綱ということですか。

（要綱か規則か定められていると思うのでの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 当局において用意できますか。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） すぐ御用意できますので、施行規則の案という状態のものでございますが、準備できますので結構でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） お諮りいたします。本委員会として資料要求をすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。当局において、すぐ用意、お願いいたします。

それでは、もう用意できているそうですので、配付をお願いします。

（事務局資料配付）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 初めに、議案第100号 豊明市債権管理条例の制定についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。資料についても、説明をあわせてお願いいたします。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 議案第100号 豊明市債権管理条例の制定について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、市の債権の管理の適正を期するために必要があるからであります。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりいただきます。

第1条では、目的を定めております。

第2条では、本条例における用語の定義を定めております。

第4条では市長等の責務を定め、また、第2項において台帳による管理を規定しております。

第5条から第9条までは、督促、滞納処分、強制執行等、また履行期限の繰り上げ、債権の申し出等、それぞれ規定をいたしまして、適正な徴収についての定めを設けております。

第10条から13条までは、徴収停止、履行延期の特約等、免除、放棄をそれぞれ規定し、弁済困難事案に対する債権放棄等について定めております。また、第13条第2項において、私債権の放棄の実績を議会に報告する旨、規定をいたしております。

第14条では、適正な債権管理に資するための債権者に関する情報の管理について定めております。

第15条では委任事項として、条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとしております。

附則といたしまして、この条例は平成29年2月1日から施行するものとしております。

また、資料でお配りをいたしました、施行規則の案でございますが、この条例のそれぞれの条項に沿った形での委任部分の条項を順に規定いたしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 最初に、この案をつくられる過程のことについてちょっとお伺いしたいと思いますが、債権管理条例というのは、払える人にはきちっと払ってもらおうと。それから、払うのが難しい人には必要な配慮をするという、そういうことが基本になると思うんですが、難しい人の場合には、生活苦に陥っていて払えないというような、そういうような場合だと思いますが、生活支援というか、そういう観点が必要になってくると思いますが、この条例の案をつくる段階で、債権を徴収する側だけでなく、生活支援にかかわる部門の方も入って検討されたかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） そういう部門の方が入ってというようなことを今おっしゃら

れたと思うんですけども、基本的には検討は、財政課のラインの中で検討を、初めから最後まで、案の作成からここに至るまでこのラインの中でやっておりますので、基本的には、委員おっしゃるとおり、回収の側面と放棄の側面といいたいまいしょうか、2つの側面から成っております。放棄の側面は、やはり生活再建というところまでを標榜したといいたるか、見据えた形でないといいたけないという考え方に立っております。

まず、この案を作成していくという段階で、基本的には標準的な条例案になっておるかというふうに自己分析はしているんですけど、回収と放棄のどちらかに軸足を置いているかというのと、それは両方とも、行政が、法律による行政をやるという原理原則がありますので、回収も放棄も法律の中でもともと執行がなされていて、それぞれに対して、目線といいたるか手当てといいたることはありますものですから、このたびの条例を策定するに当たっては、より回収に軸足を置いて、厳しく回収するとか、より生活再建のためのところに軸足を置いた条例にするといいたることはなく、いずれにも均等に軸足を置いているという認識で策定をしております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませいか。

早川委員。

○早川直彦委員 今の続きとなるんですけど、今までどおりの考え方、軸足をどちらかのウェートを高めるんじゃないなくて、現状の状況のままで徴収業務、また生活苦の方は行っていくと、現状等は変わらないといいたる考え方によろしいいんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） このたび条例を制定させていただきといいたることで、これまでの法体系とは矛盾がないようにといいたるふうに最初に申し上げましたが、法体系の中での空白部分を条例で補完するといいたる意図はあります。その部分は何かと申し上げますと、このたびの先ほど申し上げた放棄の部分での空白部分がありますので、ここをこの条例によつて補完しようといいたることが1つあります。適正な債権の管理ができ、必要であれば債権の放棄ができるようになる。私債権の中での放棄ができるようになるといいたるような形になっております。

ですので、今までできなかったことができるようになるといいたる側面が1つありますのと、これは回収においてもそうなんですけど、今までの現行の上位法の中にあるものを確認規定として、このたび条例に取り込んでますので、豊明市の回収の側面もより法に沿ったしっかりと回収をやっていきますといいたる姿勢を示すといいたる、回収の側面においてはそうい

う意味合いで、放棄の側面においては、今までできなかった部分は放棄ができるようになってくるので、手続もしっかり条例上うたいますので、これによって放棄をしていきますということになります。

なので、全庁としては、回収のほうで少したがが強まる、よりしっかりやっ払いこうという宣言も我々みずから課すし、放棄のほうは、納付の相談などしっかりやっ払い、個別のケースに応じて、それぞれの納税者の方の生活の実態をしっかりと任意でお伺いしながら、そこに対応していこうという、そういう宣言でもあるという、そういう条例の趣旨になっております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 中身にちょっと触れさせていただきたいと思います。

この条例で対象になる債権が幾つもあると思うんですけど、その中には、本市独自の制度でつくった奨学金の返済であるとか、あとは、本市の窓口を通じた事業者向けの小口の融資なども対象になるかどうかを教えてくださいたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 小口の融資の関係は、豊明市が預託金を金融機関に置かせていただいて、その運用の利息を低利にして、愛知県の制度融資を使って、事業主の方々に御活用いただいている制度がありますが、ここの債権自体は金融機関と事業主の間との債権関係になるので、これは対象になりません。これに付随して、利子補給制度もやっておりますが、これは補給して給付してしまっておりますので、これも債権には当たらないということで、この関係の事業主の方々は、この条例のターゲットというか対象にはなっておりません。

奨学金というお問い合わせでしたが、奨学金のうちの貸し付けの部分は給付になってませんので、この部分は、豊明市と対象となられた方との関係性で、契約的な私債権の関係性が生じますので、ここにおいては、今回の条例の私債権部分というところの概念に該当してくるかと思います。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 内容にちょっと踏み込みますが、第7条の強制執行等の件ですけども、

この条文の中には、第5条の規定による督促をした後、相当の期間を経過してもと書かれていまして、規則のほうでこれを補完するように、1年を超えない期間とするというふうになってますが、誰がどういう時点で、1年間の猶予があるわけですけども、これが例えば3カ月で執行するのか、1年ぎりぎりまで待つのか、職員さんの個人的な判断で決まってしまうのか、その辺のバランスが非常に難しいと思うんですが、基準的なもの、この辺でもうやらくちゃいけないという何か要因的なものがあれば、はっきりと示していただきたいと思いますが。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） まず、基本的には、この条例でこのたび規定させていただいておりますように、台帳でしっかり管理をしていくという規定をさせていただこうと考えておりますので、これによって台帳による時系列の管理ということを徹底してまいります。

現に台帳管理は、統一的な台帳を規定しては今までおりませんが、それぞれの所管の中でそういった管理は進めておりますというか、やっておりますので、このたび条例を制定させていただくことで、全庁の中でもう一回、台帳の条項を管理している項目が、条例の趣旨にきちんとかなっているかということは確認を全庁でしまして、しっかり確認をして、時系列の管理をしていくと。あと、じゃ、その判断をどの場面で、人間の裁量で、偏在してばらつきがあってははいけませんので、ここにつきましては、一定の基準をマニュアルとか要綱的なものを規則のさらに下位に定めて、やるのかどうかということについてはちょっとまだ検討中といいたいまいしょうか、こういう形でやるというふうには決めてはおらないんですが、基本的に今、既に強制徴収債権といいたいまいしょうか、効果のほうといいたいまいしょうか、税とかですね、こういったところでは、日々蓄積したノウハウといいたいまいしょうか、妥当な判断基準というものが蓄積されておりますので、こういったものを今までふなれなといいたいまいしょうか、そういう課とか職員のところがぶれのある裁量にならないように、1つの蓄積した基準というものを、汎用性を持って共有していきたいというふうには考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませぬか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 郷右近委員の質問とほとんど重なるんですけど、第2条で用語の説明というか、債権の種類が述べられてますけど、やっぱり具体的にどういう債権、どういう債権というふうに言っていただくと、僕としては考えやすいなと思って、質問が極めて原則

の簡単なものなのでもう失礼するぐらいですが、僕はそこが一番重要なような気がする。僕にとっては。そういうつもりでお聞きします。具体的な債権。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） このたび、用語の定義のところ強制徴収債権というような定義をさせていただいてます。それで、3号で私債権等というふうに類型をお示しさせていただいております。

これがそれぞれどういったものが当たるのかということになるんですが、まず、2号の強制徴収債権というところでありますが、これはいわゆる公法上の債権の類いになりますので、個別法があるような公課ということで、税ですね、この類になります。なので、豊明市に当てはめると、市税とか、介護保険料とか後期高齢者医療保険料とか、下水道の使用料であるとか、あと保育園の運営費負担金、保育料ですね、こういったものは個別法が既に定まっております、強制徴収の公債権ということに分類されます。

一方、第2号で私債権等ということで定義をさせていただこうと考えている部分でございますが、これは、ここの条項にありますとおり、先ほどの強制徴収公債権を抜いた残りの市の債権ですので、何が残るかってなると、学校給食費でありますとか、病後児の保育料であるとか、例えば複写機の使用料とか、講座の受講料であるとか、あと火葬場の使用料であるとか、もろもろの物品を販売したときの収入、こういったものが、豊明市とその対象の方との水平な関係性でのやりとりによって生じる債権ですので、これが私債権ということになります。

少し間にあるようなイメージの部分も実はございますが、先ほど申し上げた公債権の中の類型なんですけども、非強制徴収公債権というのがありまして、最初に申し上げた税とかは強制徴収の公債権ですが、非強制的の公債権というのがありますので、これはどんなものが、豊明市の場合あるかといいますと、生活保護の方の返還金、お返しいただかないといけない保護費、あと農排の使用料。行政財産目的外使用料とか、もろもろの手数料の類いは非強制的の公債権という、このような分類になっております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今の杉浦委員の質問に関連してですが、こういった債権の中で、未納といますか滞納が多いもの、これ、多分、条例をつくるときに現状把握をしてみえると思いますので、主なものだけで結構ですので、こういうものが多いよというようなことを、

わかる範囲で教えていただけたらありがたいんですが。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 今の御質問でございますが、27年度の決算の認定をいただく場面の御審議の中で、監査委員からも意見書をいただいております。

その中でも、一応報告事項で取りまとめをいただいた数字もございますので、その振り返りみたいな形にもなってくるんですが、不納欠損で申し上げますと、市税で5,070万円ほど、保育園の負担金で350万円ほどがあります。同じくといいましょうか、これに該当する、対応する滞納繰越、27年から28年に送っている滞納繰越額もあわせて申し上げます。市税が3億5,300万円ほどで、保育園の負担金のほうです、先ほどの。これが1,100万円ほどあります。

続いて、滞納繰越で、生活保護費返還金ですね、先ほど申し上げましたが、生活保護費返還金は非強制徴収公債権ですと申し上げたんですけど、これが740万円ほどあります。学校給食費の徴収金、これが350万円ほど滞納繰越があります。続いて、火葬場の使用料の徴収金が、約30万円ほどが滞納繰越になっております。

今、後から3つ申し上げた生活保護と学校給食と火葬場については、不納欠損の数字は申し上げてませんが、これは今まではできなかったのが不納欠損がないということで、今申し上げた生活保護とか学校給食費とか火葬場のものは、累積をしてくれているという、そういうことになった結果でございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 月岡議長の質問の続きでお願いしたいんですが、生活困窮している世帯に対しての徴収停止とか履行延期、免除もありますよね。それに対しても、逆に誰が判断するのかということについて説明願えますか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） これは、生活困窮の方は、少し先ほども触れましたが、それぞれの担当課がこの条例の制定を機に、改めてよりしっかり個別のケースを見ないといけないという趣旨を豊明市として、放棄の側面でも旗を掲げておりますので、そこをしっかりと認識して、納付の相談という形で、税の公平性の観点からしっかりと現状を把握して、判断に迷うようなことがあってはいけませんので、今まで蓄積しているノウハウを共

有する形で、妥当な、客観的な判断をしていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 そうすると、各課のデータの一元化というものに多分つながってくる。台帳整理の部分が各課のデータを共有する部分の1点目ですよ。もう一つ、例えば国保も不納欠損、非常に、先ほどは答弁の中で8,000万円弱ぐらいありますよね、昨年度で。一番払えなくなるのは多分、国保だと思うんですよ。国保に相談に来られた方が、例えばほかの部分もリンクしてくると思うんですが、そういうふうに、情報を共有するということが、今後何かやってきたいとのことなんです。必ずそれは共有しないと、生活困窮の方に対しては効果があらわれないと思うんですが、その辺はどのように考えればいいんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 情報の一元化とかデータのということ、まずもって台帳をしっかりと整備していくとか、進行管理していくということなんです。このたびの条例の中で、第14条で、債務者に関する情報ということ条項を設けさせていただいております。これは、債権の管理に関する情報について必要があるときは、保有する情報を目的外のために利用し相互に提供というような内容になっております。

ここは、最初に申し上げた行政の法律による原理原則がありますので、上位法である守秘義務であるとか個人情報の保護とか、市にあるそういう条例と拮抗するようなことはあり得ませんので、その範囲内でしかこの条項も生きてくることはございませんが、今、早川委員から御指摘いただいておりますような、生活困窮の方に対する、より具体的な納付の相談から生活の再建につながっていく方向を目指しての対応をしていくという側面で、より合理的な情報共有をさせていただきたいということですので、納付相談というような側面において、情報を共有できるところは合理的に共有すべきではなかろうかというような考えに基づいております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 最終的に、生活困窮の方について免除しましょうまでありますよね。免除について、最終的に判断するのに、やっぱり公平性とか透明性というものが多分、この

人はよくてこの人が悪いなんていう曖昧な判断基準でできないと思いますが、免除については審査会を設けているところも多くあるんですが、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 今の時点で、審査機関とか委員会的な形をとって、そのような判定をするかどうかということは決めておりません。

ただ、今のところは、そこにそういう機関を設ける以前に、今まで蓄積した、そういうノウハウを共有することで、しっかりと妥当な判断ができるのではないかという前提で考えてはおります。

ですので、そのような考え方にはあるんですが、条例の作成、案の策定の過程では、今早川委員が御紹介いただいたような事例が先進的などころにあるということは認識しておりますので、これについては研究を続けたいというふうには思っています。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（もう一ついいですかの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 本市も4月1日から生活困窮自立支援法が施行されて、生活の自立支援事業を始めたじゃないですか、相談事業を。生活困窮の方が自立、せっかく自立相談事業というものも実施していて、数字的にまだ余り活用されていないような部分があるんですが、そういう部分につなげていく、生活が苦しくてお金が払えない、放棄するとか減免するとかあってあっても、最終的には生活を改善してまた納税者になるということも、市としての施策として打たなきゃいけないと思うんですよね。

そういう部分に関して、精神的なところ、先ほど言われたと思うんですが、そういうふうな立て直しをしようと、助けるけど立て直しをしようという観点のものも、今回の条例を含めて考えていくというか、研究していくということなんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 最初に、経緯という御質問も一番最初にいただけてますけども、平成26年の決算を認定いただく際の監査委員からの意見書とか、こういった中に、債権の管理についてしっかりと視座を持ってというような御指摘を当時、26年度のときにいただいております。

そういったところからも検討は始まっておりますのと、議会の中でも御質問いただくよ

うになったのの最初のときの記憶ですと、去年の8月の末に御質問の中で同様のことがあったと記憶しておりまして、そのときの新聞報道も、当日同じ日にあったような記憶がありますが、今、早川委員がおっしゃるとおり、生活再建をして納税者に復帰していただくんだというような視点がやはりそういう報道の中にもあって、そこの先進的な取り組みをしている自治体の例の記憶が強くあるんですけども、そういう側面での債権管理ということがこれから行政に求められるという内容だったと記憶しております。

それが、まさに今、早川委員がおっしゃられる内容だと思っておりますので、この条例が、最初に申し上げたとおり、標準的で両方に軸足を、バランスをとっていますので、ここから運用の場面で、そこは考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

石川行政経営部長。

○行政経営部長（石川順一君） 基本的にこの条例の制定は、市の債権をしっかりと納めていただく、納めていただく方と納めていただけない方があってはいけない、全員の方に納めていただくというのが基本的な考え方でございます。

ただ、現実として納められない、そういう事情があれば、そのところをしっかりと考慮してやっていくということ、全ての徴収業務においてやっていくということが基本的な考え方でございます。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 条文のことで聞きますが、13条の、めくっていただいて次のページの第5号ですが、債務者が生活保護法の適用を受けまたはこれに準ずる状態にあり云々とありますが、これに準ずる状態というのは、今、規則を見た中では特にないようですけども、この準ずる状態というのは、例えば就学援助なんかですと、生活保護の基準の、前は1.2倍だったのが1.35になったのか、今後なるんだったか、そういうようなお話でしたよね。そういう何か基準というのは持ってみえるんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 今のところ、そういう基準を設定している、ほかにまた設定しているということはありません。今後、検討していく課題ということでございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 先ほどの続きになるんですが、先ほど私、国保を払えない方が一番最初に来ますよね、国保が払えない。前回の決算のときに、国保が払えない場合に各課に共有できるようなことも考えていきたいというような答弁があった覚えがあるんですが、今回の債権の条例を機会に、何か先進的なところは、これ、野洲市のなんですけど、マニュアルがあるんですよね。ほかのところもそうなんですが、こういうふうにしていく、でも必要なところはこういうふうに救済するとあるんですが、そういう部分についても整理していくと。

台帳を整理するのもそうなんですが、運用についても整理しないと、せっかく救済のところの部分があっても、そこにつながらなければ全く意味がないと思うんですが、その辺はどういうふう考えてるんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 今の早川委員の御質問に対しまして、今、試みとして、現実には収納関係に関する職員研修という形で、県の税務課の講師を呼びまして、この尾東4地域、みよし、日進、長久手、東郷、豊明ですけども、こういった市町で収納に関する業務の研修会というものを行っていきます。これは、税関係だけじゃなくて、国保、それから保育料、それから介護保険、下水道、こういった職員も含めて4市町でやっておるわけなんですけども、そういったことも、1つの試みとして現場の職員を参加させて、同じようなスタンスでやっていくような試み、こういったものも研修の1つとして、今、取り組んでおるところでございます。

こういったことを含めて、やはり議員言われるような、それぞれのレベルアップを図っていくというのも1つの方法だと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 では、100号の債権管理条例に関して、賛成の立場ですが、幾つか意見もあるので、お話しさせていただきます。

説明にもあったんですけど、基本的な趣旨としては、これまで明確でなかった財政や債

権に関する管理の規定を定めるということで、市民の大事な税金を使ってやる業務をしっかり位置づけようということだと思います。

同時に、条例の文章の中には、督促であるとか、あとは滞納の処分といった大変厳しい内容も含まれておりますので、13条、14条あたりで記されている市民の方の一人一人の現状をしっかりつかむことと、あとはそれに応じた執行を大変丁寧にやっていただくことを強く要望します。そのことをもって、賛成の討論とします。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 議案第100号、豊明市債権管理条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

債権管理の問題は、先ほど来質問の中でも申し上げておりますように、未納とか滞納の問題と言ってもいいくらいだと思います。そして、その未納とか滞納の問題というのは、生活困窮と表裏一体。したがって、払える人には確実に払ってもらう努力をしていかなきゃいけないけども、同時に、払えない人には、市民の生活を守る、行政というのは最後のとりでということですので、そういう配慮が必要になるというふうに思います。

早川委員から先進市の例の紹介などもありましたけれども、そういった規則とかに盛り込むとか、あるいはマニュアルをつくるとか、そういった努力、先ほどの答弁の中で、今後検討していくというような前向きな答弁もございましたので、今後の運用の中でぜひ生かしていただくようお願いをして、賛成の討論といたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第100号 豊明市債権管理条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

決算審査のときに、給食費の未納について議論されたんですが、そのときに債権管理条例を検討しているという答弁もあり、今回の上程に至ったものと思っております。

単に給食費とか火葬の費用の未納を不納欠損にする、それだけの条例では、これは何も意味がありません。やはり国民の三大義務の1つでもある納税義務、これは十分理解できるんですが、やはり生活困窮、生活が苦しい人への配慮、また、生活が苦しい人が生活改善に結びついてまた納税することができる、これもやっぱり行政の役割として大きなところがあります。本議案に賛成した後に、その部分について附帯決議を提出したいと思いません。

以上で終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 賛成ということですが、ちょっと理由を述べて。

今、要するに回収と放棄との関係は割合詳しく説明してくれて、感じとしては良心的にというふうに思えたんですけども、例えば水の場合は、中水ですので市役所と直接関係ないかもしれませんが、水道料金が払えなくて水をとめられたら生きていけない、それから、国保の金が払えなくて保険証が交付されなかったら、医者にかかれなくて、これは時間との争いじゃないですか、全部。

だから、そういう厳しい、こちらへいきますと厳しい問題、払える人はどんどん払っていただけりゃいいわけですが、そういう問題を抱えておりますので、本当に行政の質にかかっておるなと思う。本当にたるい行政だったら、そこら辺、いろんなことを見落とすし、あやふやになる。

だから、そういうところをますます頑張ってください、これから議員としても、一般質問なりいろんなことで指摘したり、いろいろすることはあると思いますが、きょうの御説明を受けて、全体としてこの議案については賛成する、そういう意味です。賛成です。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第100号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第100号につきましては全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

（委員長の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 先ほどの討論の中で言いましたが、100号に対する附帯決議を出したいと思っておりますので、暫時休憩願います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ただいま早川委員より附帯決議案の提出の発言がありましたので、文書にて提出願うため、暫時休憩といたします。

午前10時41分休憩

午前11時25分再開

○総務委員長（近藤千鶴議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

先ほど休憩中に早川委員より、お手元に配付してありますとおり附帯決議が提出されま

したので、提出者より趣旨について簡潔に説明願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第100号 豊明市債権管理条例の制定に対する附帯決議の提出について、上記のとおり附帯決議案を提出いたします。

ページをはねていただいて、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

1枚はねてください。

議案第100号 豊明市債権管理条例の制定に対する附帯決議案。

平成27年度決算における不納欠損額は約1億4,000万円であり、税の公平性の点から、債権管理の適正化は重要である。債権により徴収方法や時効期間、時効援用の要否などの法的根拠が異なり、適正な管理が行われていない事例もあることから、条例化の意義は大きい。

未納や滞納の発生原因を解消することの重要性から、支払い能力があるにもかかわらず納付しない納税者への強制徴収を含めた滞納整理や、生活困窮による滞納者への支払い能力に応じた分納計画の作成や生活再建サポートなどにより、未納、滞納、不納欠損を減らすことに加え、住民福祉の向上、扶助費の抑制といった副次的効果をあわせ持った仕組みを構築することは不可欠と考える。

このことから、債権管理の運用において、以下の点に留意するよう求める。

1、庁内情報を共有するため、債権情報の管理や組織づくりなど、早急に準備を進めること。

2、債権放棄の可否を審査するための基準を策定するとともに、審査会を設けること。

3、未納・滞納者が生活困窮者である場合に備え、関連部署が連携し、生活再建に向けたサポートの仕組みを構築すること。

以上を決議する。

皆様の賛同をよろしく申し上げます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 決議の中身の七、八行目あたりの、住民福祉の向上と扶助費の抑制といった副次効果をあわせ持ったということなのですが、扶助費の抑制というのは、副次的にというのは、どういう流れで生み出されるというふうなところなんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

早川委員。

○早川直彦委員 未納対象者の生活困窮者の皆さんのサポートをすることによって、納税できる人へ戻すことができると、そういう観点でまとめました。

福祉の向上ですが、あと、本来なら援助を受けることができるにもかかわらず、その情報がなくてそういうサポートを受けられない可能性もありますので、そういった観点からも書かせていただいております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 私、附帯決議をわざわざ出さなくてもいいんじゃないかなというふうに考えます。

その理由は、先ほどの答弁の中で、庁内で共有するという事は答弁されてましたよね。だから、そうすると、1番、3番が、ちょっと無理かもしれない。1番、3番は大体共有ということを進めていくと大体わかる。2番の審査会という、具体的な審査会という組織そのものは出てこなかったけども、大局的に見て、附帯決議まではいいだろうということね。

それともう一つは、僕はいつもそう思っておるんですけど、行政を信じて、性善説。性善説、だって、これが性善説じゃない、観念論だよと言われちゃいかんよ。観念論だったら、今のようなことは言いませんから。観念論じゃなくて、本当にこのようにやっていただけるといふ、そういう意味の性善説。

それからもう一つは、ちょっと中身が違ったかもしれませんが、周りの市町で研究会を持ってというようなことを、税務課長からちょっとお聞きしました。これをやっておるといふことと、それから税に関することはちょっとその辺は、さっきの御答弁ではわからなかったけど、やっぱりこういう問題が出てくると、周りの市町でいろんな研究したり、やってくんじゃないかなというふうに思います。だから、行政当局も今後の課題にかかっている面もあるなと思う。

そうすると、この附帯決議を1つのベースにしてというふうに、附帯決議を成立させときゃという、そういう考えもあるけども、僕は、この附帯決議に書いてあること、何も、いいことが書いてあると思うよ。けども、行政がこんなこと、附帯決議をつけられてやっておるようでは全然だめだわ、僕が思うには。だから、そういう意味の性善説。みずから

進んでやっていただく。

(発言する者あり)

○杉浦光男委員 みずからやっていただく。附帯決議がなくたって。今の答弁の中で、ある程度の、2分の1か3分の1ぐらいのことは答弁されてるというふうに僕は感じたから、今回は附帯決議をつけなくてもいいんじゃないかというふうに思います。

○総務委員長(近藤千鶴議員) 賛成か、反対。

○杉浦光男委員 だから、附帯決議をつけなくてもいいよと言っているんだから、反対だね。

○総務委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

鵜飼副委員長。

○鵜飼貞雄委員 私もおおむね、今、杉浦委員がおっしゃった意見にちょっと同調しております。といいますのも、先ほど当局からの答弁でもありましたように、1番と3番、庁舎内の情報の共有、こちらのほうは構築していきたいという旨の御意見ありました。あと、債権放棄の審査会、こちら私、今、メモをとらせていただいたのを見ると、審査会の設立は今のところは考えていないが、今後研究はしていくという御答弁もいただいております。

やはりこういったことは、内容はとてもすばらしくていいと思うんです。ですが、規則とか等々にも今後盛り込んだりとかして、柔軟な対応をしていただければいいと思いますので、私は、市の当局側の対応に今後期待するという面で、この附帯決議案に関しては反対です。

以上です。

○総務委員長(近藤千鶴議員) 月岡委員。

○月岡修一委員 先ほどの委員会で、重要な質疑を繰り返しています。それに対して、きちっと前向きな答弁もいただいておりますよ。これを認めるということは、我々の質疑は一体何なのか、十分な質疑を尽くしてないと受け取られかねない。そんな失礼なことではできないので、当然賛成するわけにはいきませんし、いろいろと問題があるかもしれない。しかし、こういう状況の中で、全く問題を放置することは考えられない。それぞれの知恵を絞りながら、また対処していつてくれると思うし、新しくやることに対して、こういう形で、せっかく一生懸命やろうとしていることに対して、附帯決議までつける必要はないとはっきり申し上げます。

○総務委員長(近藤千鶴議員) ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 豊明市債権管理条例……。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 済みません。提出者です。

（提出者はできんね。ごめんなさいの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この附帯決議の中身なんです、1つ、先ほど質問したところ、文章の表現の仕方でもあるかもしれませんが、扶助費の抑制というのは、本来必要な扶助費というのは、しっかりそれを確保するべきなのが行政の立場なので、ちょっと意味がしっかり伝わりづらい部分があるかなというふうに受けとめをしています。

1番から3番についてはおおむね、1番についてもいろいろな分野にまたがった未納や滞納がある中で、生活困窮の状況などは課を越えて丁寧に把握できるような仕組みづくりをというふうな意味合いだというふうに受けとめました。

おおむね中身については賛成なので、賛成の立場です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第100号の附帯決議に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 反対の方、挙手をお願いします。

（反対者挙手）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 3人です。

可否同数であります。よって、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件につきましては、委員長は反対と裁決いたします。よって、本件については否決されました。

続いて、議案第102号 豊明市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第102号 豊明市職員定数条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからです。

それでは、議案に基づいて説明をいたしますので、1枚おめくりください。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例中の引用箇所に変化が生じたため、

第1条中第20条第2項を第26条第2項に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 他の提案議案と重なるかもわからないんですが、具体的に現状の定数と変更後の定数がどのように変わるというふうな、具体的な変化があれば教えていただきたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 今回の条例改正で、定数の数字自体は変更しておりません。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございせんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この議案そのものではありませんが、同時に提出されている農業委員関連の議案に関して、関連性があると思うので、そういう立場でちょっとお話をさせていただこうと思います。

国の法改定に伴った条例改定だと思いますが、国の法改定が、これまで農業分野で大変大きな役割を果たしてきた農業委員の方の公選制を廃して、市町村長の任命制に変わることであったり、あと、いろいろな市町あると思いますけれども、農業委員の定数が大幅に減るということも起きます。これに加えて、農業委員会の意義についても、これまで農業に関して、もしくは土地の利用に関しての意見の公表だとか建議ができる役割であったものが、これからは農地活用の最適化だけがその役割というふうに、大きく変わるものであります。

今、豊明市においても、農地を転用して住宅地に変えていく開発だとか、あとは、その中で少なくなっていく農地をどういうふうに社会の中で位置づけるかという意味合いからも、農業委員の方が果たす役割は、これからも非常に大きいはずであります。そういった農業委員の方の存在意義や権利を小さくしていく条例改定の一部と捉えるために、反対で

あります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

鵜飼副委員長。

○鵜飼貞雄委員 では、議案第102号の豊明市職員定数条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

議場のほうでも討論を打つと思いますので簡単にいきますが、こちら、今回は条ずれの訂正ということですので、特段反対する意義はございませんので、賛成とします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第102号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 賛成多数であります。よって、議案第102号については賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第103号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 議案第103号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、必要があるからです。

今回は、介護離職を防ぎ、仕事と家庭を両立できる社会の実現を目指すため、介護休暇に関する改正を2点行います。

1点目は、現在、連続する6カ月の期間において取得できる介護休暇について、3回まで分割することが可能となります。

2点目は、介護時間の新設です。連続する3年の期間内において、1日につき2時間以内で取得できることとなります。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第11条の休暇の種類に、介護時間を追加いたします。

また、第15条において、介護休暇の分割について規定し、第15条の2において、介護時

間について規定をしております。

附則の第1条として、この条例は平成29年1月1日から施行することとしております。

附則第2条は経過措置として、施行日前に承認を受けた場合で、6カ月経過していない場合について規定をしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 それでは、議案第103号について質問させていただきます。

現状でも、介護のためにお休みしたりとか、休養をとっている方もいると思うんですが、現状の状況を説明していただきたいのと、この条例が制定、一部改正がされることによつて、介護のための休暇がとりやすくなるのかどうか。

あともう一点、人の配置についても聞かせてください。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、御質問の件、3点ですね。

まず、現状でございますが、介護休暇、今、現状、短期のものと長期のものとあります。今回はこれ、長期のほうの規定になりますので、長期の介護休暇を取得している職員は、現在おりません。

それから、介護のほう、介護休暇がとりやすくなるのかということでございますが、今は一旦介護休暇をとると、もう6カ月までしかとれないという、続けてとることしかできないんですが、今回の改正によりまして、要介護者の状態に合わせて、3回まで分けてとることができますので、そういった意味では非常にとりやすくなるという改正でございます。

それから、人の配置につきましては、お休みをされる場合については、現状は非常勤一般職員さんを任用して対応するという考えでおります。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 今、課長のほうが、一番最初の説明のときに、介護離職を防ぐというようなことを言われましたが、どこかに書いてありますか、その文言は。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 今、条例の中にその文言は書いてございませんが、本法のほうの趣旨がそういった趣旨で改正をしておりますので、その趣旨を申し上げたというところでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 討論にならんように言うと、介護離職を防ぐという、ぱっと聞いたから、介護離職、それは、前に比べたら今回ののは、これは評価しちゃうんだけど、いいかなと思うんだけど、介護離職を防ぐということで説明できるような問題じゃないなと思って、質疑へ来たから、どこに書いてあるんですかねという。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 質問をお願いします。

○杉浦光男委員 だから、ありますか。それじゃ質問にならんといかんので、もとの法に趣旨が書いてあるということね。その言葉が書いてあるかどうか。ごめんなさい。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 法律の趣旨というところでございますので、この文言がそのとおり書いてあるということではございません。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 現状でも短期と長期とあって、また、長期に対しては一部改正で、3回に分けてできるとあるんですが、そもそも長期がとりにくい環境の中で、本当は長期とりたいんだけど、短期でやってる方もいるのかな。その辺は私はわからないんですが、本当に大変な方が、もうリタイアして家族のために尽くそうという状況を減らすためにも、本来だったら長期だけど短期にあえてしている方がいるということまで内情はつかんでいるのか。実際、今でもとりやすい環境になってるかどうか、その辺、説明してください。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 現状も、本年度、長期の方はみえないというお話をしましたが、短期の方は本年度3人取得されてみえます。前年で言いますと、短期が8人。そ

れから、26年度ですと、短期が7人で長期が1人というようなことで、比較的とりやすい状況にはあるとは考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 15条の2の3ですけれども、介護時間について給与額を減額するという規定があります。これは、介護休暇は、育児休業などと違って、無給ということなのかどうかということをお尋ねします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 介護休暇を取得した時間については、無給という形になります。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 今、後藤委員の質問にかかわっておるけど、無給ということはわかりましたけれども、そうすると、共済組合とかお金にかかわることだけど、共済組合からの補填はあるとか、そういう問題はどうでしょう。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 休暇の取得中におきましては、共済組合のほうから、介護休業手当金というものが、大体給料の3分の2程度支給されることとなっております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 介護休暇のことについて、これは、ボーナスのほうにも、介護休暇あるいは介護時間をとることで影響してくのか、影響するとどういう基準になるのかということをお尋ねします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 介護休暇を取得した期間につきましては、ボーナスのほうに影響がございません。その期間を割り落とすというような形で計算をする形になります。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案103号の休暇等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

先ほども質疑したんですが、せっかくいい制度があっても、とりにくい環境というか風土というか雰囲気というか、ちょっと私ではわからないんですが、一般のサラリーマン、私も経験して、例えば子どもが生まれるから休暇をとりたいと言っても、余りいい顔をされなかった経験も、私は個人的にあります。どうしてもサラリーマンだと、有休をとりたいけどとれないというところも多々あるというのも聞いております。

そういうことがないように、適切にその人に合った対応をできるように要望し、賛成といたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第103号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第103号につきましては全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第104号 豊明市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） それでは、議案第104号 豊明市税条例等の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法と所得税法の一部が改正されたことに伴い、必要があるからでございます。

議案に基づいて説明させていただきます。1枚おめくりください。

豊明市税条例等の一部を改正する条例として、第1条から第3条までと附則を提出してございます。改正点4点の該当部分を中心に説明をさせていただきます。

まず、改正の1点目でございます。

1 ページ目、下から 5 行目の部分になりますが、4、第 2 項の場合においてという部分から次のページの中段、(1)、(2)、1 号、2 号というところがございます。この部分でございます。

ここで、市民税に係る延滞金の計算期間の見直しを述べております。個人市民税の当初課税提出後に修正申告書などを提出した場合に、延滞金について、計算期間を一定期間控除する取り扱いをするものでございます。

2 ページ、(2)、2 号の下に続きます、第 46 条第 3 項及び第 4 項中という文言からの部分では、同じように、法人市民税の一定期間控除すること、それから、次のページ、3 ページ目の中段になります。第 48 条第 2 項中というところから始まる部分でございます。ここの部分につきましては、法人市民税の中間納税に係る部分につきまして、同様の取り扱いをするものでございます。

この取り扱いにつきましては、全て平成 29 年 1 月 1 日から適用をさせていただきます。

次に、改正の 2 点目でございます。

恐れ入ります。その次のページ、5 ページ目になります。ちょっとページを振っていないので申しわけないですが、5 ページ目、上から 7 行目、附則第 6 条を次のように改めるという、書いてある部分でございます。括弧して、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例という部分でございます。これを第 6 条として加えてまいります。

いわゆるスイッチ OTC 医薬品控除、セルフメディケーション税制と呼ばれるものでございまして、具体的には、適切な健康管理のもとで医師が発行する処方箋によらず、薬局で安全性や有効性が認められた市販薬を購入した場合に、年間で 1 万 2,000 円を超える場合、8 万 8,000 円を限度として、医療費控除として取り扱うものでございまして、平成 30 年 1 月 1 日から 5 年間適用とするものでございます。

続きまして、改正の 3 点目でございます。

同じページの中段から下の部分、附則第 16 条第 1 項中、左欄に掲げるという部分から、表が 4 つ続く部分でございます。

ここでは、軽自動車税におきまして、今年度実施いたしましたグリーン化特例、環境に配慮いたしました排出ガス及び燃費性能のすぐれた車両に軽減する措置を施しましたが、これを平成 29 年度においても適用するものです。

今回の改正では、28 年の 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までに新車登録されました三輪及び四輪の軽自動車で、一定の排出ガス基準を満たす車両に対しまして、平成 29 年度の軽自動車税に限りまして税を軽減するもの。また、13 年を超えました車両につきましては重課を 2 割程度重くするものでございます。

平成29年4月1日から適用させていただきます。

続いて、改正の4点目になります。

今の軽自動車税のグリーン化特例の表が4つ続いた後の部分、6ページ目になりますが、下のところで、附則第20条の2の第1項中からという部分になりますが、ここでは、次のページの中ほど、下から11行目ですね、括弧して、特例適用利子等及び特例適用配当に係る個人市民税の課税の特例という部分でございます。

少しわかりにくいんですが、昨今、国を越えての経済活動が活発になってまいりまして、所得に関しましては、関係諸国で関係法令の適用の仕方が違いますので、なかなか国交のない国、具体的には今回この法令の中では台湾を指しておるわけでございますが、台湾との間で租税条約に相当する取り決めが盛り込まれておりまして、今回、台湾の法人等から支払いを受けた利子とか配当等につきまして、特例適用利子、特例適用配当として個人市民税において所得割を課すという措置をとるということで、平成29年1月1日から適用させていただきます。

以上4点の以外に、3枚ちょっとおめくりいたしますと、10ページ目のところになりますが、10ページ最下段になります。第2条という形で、ここでは、軽自動車税の一部改正をしております。

これは何かといいますと、グリーン化特例をいたしました但、平成27年の3月31日までに登録した車両につきましては、従前の税額を規定しておりますので、それを継続して課税していくというものでございます。

最後に、1枚おめくりいただきますと、12ページのところでございますが、附則といたしまして、先ほど私、中で述べてまいりましたが、それぞれの施行日、適用日を規定しておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 4点改正があるということですが、最初に御説明のありました市民税の延滞金の見直しの関係ですけれども、これまでは当初決定したときからというのが、変更になった後からというふうに変ったというふうには理解しておりますが、このような改正がされた背景と申しますか、どのような理由でこういうことになったのか。

それから、このことについての地方税法の改正が28年の3月ということですが、普通、

地方税法が改正されるときに条例も同時に改正されることが税に関しては多いんですが、今回は時期がずれておるのはどういうことなのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁をお願いします。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 委員のほうから、延滞金の利息の関係の控除の期間という形のもの背景並びに適用時期のことのお話がありました。

背景につきましては、実は26年の12月、2年ほど前ですけども、最高裁の判決が出まして、地方税法のほうの改正を求められたというのが背景にあります。その26年、2年前に行われまして、実は次の税制改正、1年前の年末の税制改正に、その大綱の中にこの改正が盛り込まれまして、28年3月の税法改正につながったという流れでございます。

それで、私どもも、実はことしの3月にそれぞれの税法改正されまして、一部は4月の緊急議会に、わがまち特例の分という固定資産税のものを出させていただきました。その後は、実は国からの詳細な改正内容の通知、これを待っておりまして、これが例年夏ごろにやってまいりますので、それをもちまして、9月議会、12月議会という形で、適用日を見ながらお願いしていく形になるわけですが、実は今回の場合は、夏に、御承知のように、消費税の税率アップの話がございまして、税率アップ時に軽自動車税の車体課税の見直しの話がございまして。

今後、この話を、また今後の議会の中でお願いをしていかないかん部分でございまして、実はそういった税制改正の部分が揺れ動いておりまして、今回は適用日を見計らいながら、29年の1月から適用というものが多くございますので、今回の提出に至ったと、そういうような経緯でございまして。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 では、1点。

医薬品の購入、医療費控除の特例に関して、市内で該当する、恐らく店舗か何かがあると思うんですけど、何カ所ぐらいとかいうようなことはわかりますか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 何店舗というのは、残念ながらつかんでおらんわけですが、市販薬につきましては、一般的な薬局、ドラッグストアで購入したものがオーケーという

ことになっておりまして、インターネットで購入したのもオーケーでございます。ということからしますと、どこの薬局で購入されたものでも結構ですということでございます。以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 今の関連した問題ですけど、医療費、特に医薬品については確定申告のときに、10万円を超えた額については、例えば12万円だったら、2万円については控除の計算の対象になるよというわけでしょう。

今までも医薬品というのは、そうっていたんじゃないんですかね。今回改めてこの医薬品が出てきたというのは、ちょっとわからなかったんですけど、どういうことですか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 杉浦委員おっしゃったように、今までも医療費控除ということで、大ざっぱに言うと、10万円を超えた分については医療費控除できますよということがございました。この中には、一部の風邪薬等も盛り込んでいただいても結構ですよということになっておったんですけども、今回の場合は、それをより使いやすくするために、1万2,000円を超えるものにつきまして、市販薬で1万2,000円を超えた場合に、こういった控除ができるという形のものが、5年間に限り特例で認められたということで、いわゆる医者にかからなくても市販薬程度で済むようなものを利用される方にとってはメリットがあるのかなと。

ただし、今回は、従来の医療費控除と重複の措置はできないものですから、どちらかの選択になるというのが1つの使い方になるかと思います。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 今のに関連してなんですが、健康な方でも、健康診断を受けていなきゃいけないとか、その辺の詳細までは、やっていくけど決まってないですよ、まだ。詳細の細かい部分はどうでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 早川議員がおっしゃるように、これはある一定の環境下でといくということを私、申し上げましたが、いわゆる豊明の市民で言いますと、保健セン

ターでやるがん検診であるとか特定健康診査とか予防接種とか、こういったものを受けていただくことが1つの条件になります。こういった自己の健康管理に気をつけてやっておる方を対象に利用していただくというのが、セルフメディケーションの考え方でございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連してですが、これの確定申告される方も、非常に難しいというのか、そのあたりは、こうできましたよといっても、どうやって周知するのかという部分がすごくポイントになると思うんですが、何か考えていることがあるのか、お聞かせください。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 既に国税庁のホームページ、それから厚生労働省のホームページを見ていただきますと、この御案内はしてございます。

我々もこの議会でお認めいただきましたら、即座にそういうところとリンクしながら説明はしていこうかなと思っておるんですが、ちょっと税務署と協議しておりまして、次の2月の確定申告、これと混同されるおそれが非常に多いものですから、そのタイミングを見計らいながら、近隣市町村とも歩調を合わせた中で啓発してまいりたいと、このように考えております。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 委員の方にお諮りしますが、まだ質問ありますでしょうか。

（発言する者あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 1つずつ。じゃ、続けます。

ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 軽自動車のグリーン減税のこと、聞かせてください。

今、市販されている自動車の9割がもうグリーン減税の対象となるんですが、当市においても、もうそういう状況、ほとんどが対象となっているんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 新聞紙上できょうもそういった記事が載っておったわけなんですけど、私どもは軽自動車だけでございまして、軽自動車に関しては、なかなかそこま

で性能の上がおるものがないというふうに思われますので、細かい分析はまだできておりませんが、そこまでは行っていないと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 軽減と、それから13年を超えるものについては重課と両方あるということですが、それぞれ対象の台数と、それから税額にどういうふうに影響が出てくるかということ把握してみえたら、教えていただきたい。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 軽自動車で、今、グリーン化特例で軽減されておる車両が、50%軽減車両が約450台、それから25%軽減車両が約500台、合わせて約900台弱あるかなという形では思っております。

それから、13年超えの重課の対象になる車両、実はこれも同じぐらいの台数があるという形で、この車両が入れかわっておる部分がほとんどですので、そういう形で見えております。

それから、税の金額のほうですけども、軽減のほうが約370万ほどかなと。それから、重課のほうで約400万ぐらいふえておるのかなと。ですから、簡単に言いますと、重課と軽減で大体とんとんぐらいのところになっておるのかな、バランスがとれておるのかなと、そのように分析をしておるところでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 賛成の立場ですが、幾つか意見を述べます。

特定一般用医薬品等購入費に関しては、これまでに加えて、一般の医薬品店での購入の選択肢が出たということと、それから、軽自動車の減税に関しても、庶民の足である軽自動車の減免の続行ということなので、おおむね一般市民の立場に立ったものと考えて、賛成であります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 議案104号に対して、賛成の立場で討論いたします。

先ほども質問しましたが、医療費控除の関係はわかりにくいというか、市民の方にわかりにくいと思いますので、わかりやすい説明をするように求めます。賛成といたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第104号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第104号については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

会議の途中ではありますが、ここで、昼食のため13時15分まで休憩といたします。

午後零時7分休憩

午後1時15分再開

○総務委員長（近藤千鶴議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第111号 平成28年度豊明市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会所管部分についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） それでは、議案第111号 平成28年度豊明市一般会計補正予算（第7号）のうち、企画政策課所管部分について説明いたします。

補正予算書5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の1段目、まちづくりアンケート調査業務委託事業は、第5次総合計画に定められている目標、めざすまちの姿の達成状況を調査するものであります。

めざすまちの姿には、その達成状況を評価するため、それぞれにまちづくり指標が定められており、基準日を4月1日としてアンケートを実施するために、平成28年度中に業務に着手し、歳出予算としましては平成29年度に計上してまいります。

以上で企画政策課所管部分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 続きまして、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より説明をいたしますので、24ページ、25ページをお開き願います。

12款 公債費、1項 公債費、1目 元金、公債費元金償還事業の長期債元金178万9,000

円は、平成18年度債の利率見直しにより、年利1.7%から0.1%に改定となります。この利率見直しによって、元利均等償還額のうちの子額が減額することに連動し、元金部分が増額するものとなっております。これは、発行の際の条件である10年後の利率見直し規定による補正でございます。

続きまして、下段、2目 利子、公債費利子償還事業の長期債利子199万8,000円の減額は、長期債元金で御説明をいたしました平成18年度債の利率見直しによる減額分388万9,000円と、平成27年度債の発行による利率確定分189万1,000円増額、この差額が199万8,000円の補正減となるものであります。

続きまして、同ページの下段でございます。13款 諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金費、財政調整基金積立金は、4億3,107万円を積み増しする補正予算であります。平成28年度の当初予算並びに各補正予算での繰り入れを行いました結果、基金残額は24億8,981万1,000円となっておりますので、このたびの積み立てをお認めいただきますと、残額は29億2,088万1,000円となる見込みでございます。

続いて、下段、3目 公共施設建設及び整備基金費の公共施設建設及び整備基金積立事業は、5億円の積み立てとなっております。残額は6億6万6,000円となっておりますので、このたびの積み立てをお認めいただきますと、基金残額は11億6万6,000円となる見込みでございます。

また、続きまして、歳入の御説明をいたしますので、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思っております。

9款 地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税は、2億9,842万7,000円を増額計上いたしました。これは、平成28年度の普通交付税額が8億5,842万7,000円と確定いたしました。この確定交付額と当初予算においてお認めをいただいております普通交付税額5億6,000万円との差額を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。

18款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金の前年度繰越金9億1,617万9,000円は、歳出合計14億3,141万7,000円に充当いたします特定財源等5億1,523万8,000円を控除いたしました、このたびの歳出補正予算の一般財源となるものであります。

なお、前年度繰越金につきましては、今後の国の補正予算対応事業等の財源化も考慮し、一般財源として1億円を財源留保させていただいております。

以上で財政課所管の説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をされる方は、ページ数をお願いいたします。

質疑のある方、挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 それでは、5ページの債務負担行為のまちづくりアンケート調査の業務委託について聞かせてください。

今、私も第5次総合計画のまちづくりの指標の一覧を見てるんですが、この中のめざそう値、多分現状と比べるためだと思うんですが、これは現状値も載ってるんですか。来年度1年の29年度の実績を、この数字がいかに変わったかというのを調査することなんでしょうか。それだけの調査なのか、ほかにも何か調査する項目があるんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 早川委員のおっしゃられるとおり、現状値に対する、152あるかと思うんですけど、そのうち主観指標の部分をアンケート調査するということのでございます。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 ということは、現状値と今どれだけ離れてるかという確認という部分が主となるわけでしょうか。対象人数とか、またどういうぐあいに年齢構成とかを考えてるんですか、アンケートをとるに当たって。その辺もお願いします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 現状値は平成26年10月ごろに取得させていただいたと思うんですけど、そことの、このたび事業を1年間やって、その指標がどう動いたかということで、めざすまちの姿に近づいているのか離れているのかということ、この後の行政評価とあわせて実施してまいります。

それから、対象者については可能な限り、平成26年度当時と同じ階層でやる予定をしております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 同じまちづくりアンケートの調査業務のところですけども、現状値が出ていて、それと比較するということですけども、分析を、たった1年間の、でも、この

現状値を実施した時期から比べると、少し時間がたっておるということですかね。どういふふうに分析するのか。

それから、例えばそこでアップダウンがあるわけですがけれども、さっき行政評価とあわせてとかいうようなお話がありましたけれども、ロジックモデルとの関係でどうやって評価をして、事業の見直しとか差しかえとかというようなことにつなげていくのか、そのあたりをもうちょっと詳しく御説明お願いいたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 後藤委員おっしゃられるとおり、たった1年では、それがたまたま上がったのか、趨勢として上がっているのかというのは難しいと思いますので、その辺が性格に把握できるのは、恐らく中間見直しの、5年に近いような年月を要するのかなと思っております。

それから、どのように分析するかというところですが、行政評価をするに当たって、その評価事業は実施計画で御提示しているとおおり、めざすまちの姿にそれぞれ分類をさせていただいておりますが、そこにあるまちづくり指標が伸びているか、あるいは伸びていないかというところを評価の材料に使うというところになります。

それから、ロジックモデルについては、これは本会議場のほうでも答弁があったと思うんですけど、ツールとして使わせていただきますので、事業見直しするに当たって、やはりちょっとつながりが悪いだとか、少し新たな事業を考えたときに、このほうがまちづくり指標は伸びるだろうということがわかるような、そういった形でロジックモデルを活用していく、ツールとして使っていくということで御理解いただければと思います。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 もうちょっと。

それで、アンケートをとって分析されるわけですが、その分析の結果については、これは公表されるということでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 行政評価表とともに、公表していく予定をしております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 この中には、役割期待値も書かれているじゃないですか。そういう部分に対しても調査をするのか、ただ現状値を把握するためだけのものなのか。これ、1年だけじゃなくて連続して、中間見直しまで毎年行っていく考えなのか、単年度だけなのか、その辺も教えてください。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 役割期待値については、当初、アンケートをとって設定しておりますが、これは、市民一丸となって目標達成にまちづくりをしていきたいと思いますということですので、この期待値を変えるというようなことは考えてませんし、調査もする予定はありません。

それから、このたびのまちづくり調査アンケートですけど、できれば10年間続けたいと思っております。10年間というか、ごめんなさい、最後の年は難しいので9年間ですかね、を予定しております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 場所が違うんですが、24ページ、13款の基金に関してです。財政調整基金4億3,000万円についてです。

これを積むことによって29億円になるということと、あと、29億円に対して、おおむね見通していた目標値というか、30億円を思い描いていたというふうなお話があったと思うんですが、12月の議会の補正の議案としてそのところまで達しているわけですけど、ただ、年度中には、財政調整基金を使った、予定外じゃないかと思うような、いろんな工事の案件とかあったと思うんですけど、そういうふうに、予定外の出費がありながら、現段階でおおむね目標に近いところまで来た分に関しては、予定外の市への収入が何か、特定の分野であったりとかということがあったんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 補正予算をこれまでお認めいただいていた中で、前半のころに財政調整基金からの繰り入れを一般財源化して対応してまいりました。その段階では、実質収支といいたいでしょうか、27年度の決算を9月の議会で審査を受けて認定をいただくということを前提にしておりますので、その前の段階で、前年度からの繰越金の額を一般財

源化するというのは、規律的にいかななものかというふうに財政としては認識しておるものですから、まず、お認めいただいて確定している一財という意味での基金からの繰り入れから始めて、9月の決算を認定いただいてから収支が確定しますので、その収支に次の財源としての活用を移行させていくというような順序の中でやっております。

このたびは、前年度繰越金を、先ほど申し上げた差額分を全て議決していただく中で、これを一般財源としてまた予算の中に入れ込んでいくというような形を、統制をいただくといいたいまいしょうか、そういう形での予算化をしておるといってごさいます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございせんか。

早川委員。

○早川直彦委員 6ページ、7ページの地方交付税について聞かせてください。

今回、2億9,000万余を増額して、予算は5.6億でしたっけ、予算の段階では5億6,000万でということは、8億6,000万余、交付税をいただけたということなんですが、これは予想してた額に近いのか、実際予定したより少なかったのか、その辺はどうなんでしょう。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 普通交付税のほうは、こちらも予想を立てて、当初予算の段階で見通しを立てていくのでございせんが、当初予算のほうに計上させていただく分は、7割とか7割5分で豊明市の財源調整はいけるといふうに踏んで、割ってしまっはいけないという部分もありますので、少な目に予算のほうには計上をまずはさせていただくと。後々に交付額との差額を、この12月のようなタイミングでまた改めて議決いただいて、予算化していくというようなやり方をとっております。

その見込み自体なんですが、8億相当はなかなか難しいかなと思ひながら、少しどきどきしながらという部分もあったんですが、これぐらいの額、8億ぐらいの額は見込んでおりました。なので、このたびはおおむね見込みどおりに交付が来たということでごさいます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございせんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 25ページの基金費のところですけども、きのうの議案質疑の富永議員の質問に対する答えの中で、起債の状況を見て、この3月、金が余るようであれば、金利の高い地方債のほうから調整していくというような趣旨の答弁があったような気がするん

ですけれども、そういったことができるのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） きのうの議案質疑の関連のお話かと思いますが、基本的な考え方といたしましては、3月の補正予算を計上させていただくときに、国庫とか県費とかも全て、増減を調整して補正計上させていただきます。

一方、歳出のほうも、事業費がそれぞれ建設事業も確定しておりますので、その分で減額補正をしたりして、最終の決算に向かっていきますので、建設事業費が減額して実績分に確定するということは、そこに充てる財源の歳入の起債も増減をしていきます。

なので、このタイミングで起債の見直しは、3月補正で全ての起債に対して見直しをします。このタイミングで、これまでもそうなんですけど、思い切って全部外してしまうという形も、できる限り縁故債といいたいまいしょうか、市内の金融機関の方々にお集まりいただいて、入札的な形で利率の競争をいただくようなものについては、経済情勢で変動がありますので、財政融資と違って。なので、そういったところの起債は、できるだけ可能性として、外す、下げるといようなことができないかというのを3月補正前に調整した上で予算計上に向かっていくものですから、そのタイミングのことをきのう御説明申し上げたということです。

基本的には資金調達するときに、有利なものは残し、不利なものから下げたり外したりということをやるといのが財政調整的な普通の考え方になりますので、その形でいきますと、臨時財政対策債という部分、きのうの議論でいきますと、その部分については有利な起債という形になるという趣旨で御説明を申し上げました。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今のことに関連して、3月補正という先のことのように思えますけれども、実際の数字を固めるのはもう1月の中旬ぐらいかなと思うんですが、その時点で…。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 後藤委員、今回の補正に関しての質問でお願いします。

○後藤 学委員 今回、基金にこれだけ積み立てるのがいいのか、それとも臨財債の償還に充てたほうがいいのかという、そういう観点で質問をしておりますので、御了解いただきたいと思いますが。

何を聞こうと思ったか忘れちゃったけど、かなり早い時期に起債が決まってくると。そ

の段階で、今言ったような金利の判断をされるとしても、その時点で臨財債を減額というのは、時期的には間に合うわけですかね。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 臨財債を減額するとか、そういう変更をかけるということに関して、県を通じて国からもどれぐらいを予定するのか、当初予算については把握されておりますので、予定の調査がかかってくるというようなことはあります。そのタイミングで、最終的には起債を発行するのは市の裁量でやりますので、タイミングだけでいけば、1月の上中旬ぐらいのころにおいて判断するということは、タイミングとしては可能であります。

それと、それ以外の先ほど申し上げた事業債というのは、まさに3月補正で事業額が確定していきますので、それにおいて連動して、全てのお認めいただいている起債の発行額をどうするのか、下げるのか外すのか、今、マイナス金利情勢下だと全てやるべきではないかとかいう検討をしていきます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 24ページ、25ページの基金、両方で9億3,000万余積むわけなんですけど、そこまで積む必要があるかどうかの確認のため、ちょっと後藤委員の質問の続きをさせてもらいます。

先ほど縁故債の話が出てきたんですが、市中銀行さんに確定して、そういう部分で調整がきくという答弁だったと思うんですが、借りてるのは政府系の政府資金が3つあるじゃないですか。あと、地方公共団体の金融機構とか、その他のものもあると思うんですが、縁故債の部分でそういうことを調整してくという考え方なんですか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 市債のメニューというのがございまして、一番不利な状況といたしましょうか、ものは一般単独事業債みたいな、そういったメニューが幾つもあるんですね。例えばメニューの中で手厚いものというのは、例えば交付税の中に加味されたりとか、償還額とかが。そういったものもあるんですけど、そういうメニューのほうで実は選択を最終的にはします。

縁故債のほうでも、どのメニューを使っているかというのによって、クロスしているよ

うなところも実際あるんですけども、基本的にはおおむね、通常は財政融資系のもの、金融機構系のものというのは、原資が国のところから来ていますので、これは利率が低いです。市場のほうは利率が高いというのが、これまでの経済情勢下の連動している動きですので、基本的には民間資金のほうで借りようということで県にエントリーしておるんですけども、毎年するんですけど、そういったところから、増減というか減額なり外すのを選定しているということでもあります。

ただ、このたび27年度決算のように、市場のほうで調達した金額が財政融資を上回って、低く競争性を働かすようなこともできましたので、今はそういう情勢下にあるということです。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 また基金全般に関して聞かさせていただくんですが、財調のほうは目標が市長、30億ということで、24億を29億にという目標が掲げられて、これは一定の理解ができるんですが、公共施設のほうは、今、6億6,000万ですか、それが11億。これは、目標がというか、目的というのはあるのかないのか、まずそれを教えてください。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 公共施設のほうも幾たびか目標の御質問をいただいたかと思いますが、これまでも申し上げたように、目標設定ということは今のところ、しておりません。ただ、いろいろな長期の検討をさせていただいている中にありまして、公共施設基金を条例上持っているのにゼロの状態にいるのは非常に不整合があるなという思いもあり、積み立てを着手して始めたということのこのたびの数回目の積み増しということですので、この先まだあるんですが、とりあえず始めた状況にすぎないような規模かなというふうに認識しております。

財調のほうは、せんだっても申し上げましたが、市長が下回らない、これぐらいの額ということで、30億は下回りたくないねというようなお話をされておりますので、このたび、東部知多衛生組合の負担金などが、ここから15年ぐらい償還がまた、いきますので、この間の負担金を持ちながら財政調整していくというのは、非常になかなか負荷が高いということもありますので、年度間をわたる財政調整基金がいざというときに効果を発揮するという部分もありますので、30億を下回らないぐらい持っている状態を、頑張って毎年維持したいというようなところかと思えます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 関連してお願いしたいんですけど、財調のほうは理解ができるんですね。

でも、公共施設のほうは今回、5億積むわけじゃないですか。議員の一般質問の中でも、道路のほうに整備をしたらどうかとか、冠水に対する対策したらどうかとか、そういう区長要望はどうだというものもあるわけじゃないですか。ある部分、そちらを我慢していただいて、お金をためているというところにもなるわけなんですよ。やっぱり私たちとしても、いや、ここは5億は必要だということが認められないと、そこを我慢していただいているという部分もあるわけなんですよ。

だから、そういう部分について、もう必ず5億が今必要なのか、じゃ、4億でもよかったんじゃないのとか、今は3億でもよかったんじゃないのとか、そういうふうに言われたときに、いや、今、積めるだけ積みたいというような考え方なのか、ちょっとそこは我慢していただいてやるのか。

数値が、目標が定められてあれば、それは理解できるんですけど。ちょっと市民の方からだと、そこまでして積んで、僕たちはそれを還元するためにみんなでお金を払っているんですよというところが、5億というところがちょっと説得、こうだから5億だというところは、もうちょっと示していただきたいんですが。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 今の御質問のような趣旨からの目標があるべきではないかということになるかとは思いますが、今、実際のところは、積めるだけ積むのかということかとおっしゃられておりますので、どちらかという、今は積み増しを再開して、始まったばかりですので、積める財源ができているときにできるだけ積んでおきたいということで、額をまずは2桁に乗せておいて、公共施設基金が将来必要となるであろう将来の豊明市民の方々に引き継ぐために、ここの数年のうちにまたすぐ取り崩しとか、そういうことは、公共から基金充当して、とりあえず一般財源化して当初予算を組んだりとかいうことにもなる可能性もあるんですけども、それにしても、基本的には将来のストックを、まちづくりを維持、連続させるための基金でもありますので、そこに将来の方々用で積んでいくということが必要かという認識で、このような判断をしておるということです。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は、挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 では、一般会計補正予算の所管分について、賛成ではありますが、幾つか意見を述べさせていただきたいと思います。

債務負担行為に関しては、現状の実態把握という部分が重立ったものだと思うので、特に反対する部分はありません。

ただ、先ほどもちょっと発言させていただきましたが、財政調整基金に関しては、この間、受益者負担の考え方も含めて、市民の負担増の改定をしている部分もございませう。そのことと同時に、今お話があった、東部知多の負担が長期にわたるといふことなどの都合もあるとは思いますが、基本的には市民の方から預かった税金を年度に合わせて、市民の負担軽減をしながらサービスに生かすという立場が非常に大事かと思ひます。そういう観点で、ぜひ福祉の向上や、特に低所得の方々への負担をふやすといふことを改めていただきたいと思ひます。

ただ、一般会計補正全体に関してはおおむね賛成の立場なので、賛成とさせていただきますと思ひます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませうか。

後藤委員。

○後藤 学委員 まちづくりアンケート、債務負担行為の。これに関しましては、この結果を踏まえて、今後ロジックモデル、あるいは行政評価等で事業を評価していくといふことですので、そのことがなかなか我々、イメージとしてわかりにくいんですけども、できるだけわかりやすくやっていただくようにお願ひしたいと思ひます。

それから、基金については、これは多ければ多いにこしたことはないわけですけども、特に臨財債は、言ってみれば赤字補填のための借金ですので、一般の起債はそれにかわる資産が後々まで残るので、後世代の人にも負担をしてもらうといふことで起債を起しているわけですが、臨財債は全く消費型のもので、できるだけお金が余ってくれば、現在高、たしか90億ぐらい、非常に膨大な額になっておりますので、それを減らす努力をしていただきたいといふふうにお願ひします。

きのうの議案質疑のときに、基金があることで財政への信頼性が高まるといふような答弁もありましたけれども、臨財債があることで財政の信頼が下がるということもあると思ひますので、その点十分注意して、今後、特に3月の決算に向けて、資金の状況を見なが

ら、適切に対応していただきたいというふうに思います。

賛成の立場での討論といたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第111号、一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で評価いたします。

アンケートについては、現状値と今のめざそう値との値が今、どれだけ変わっているのか、そういう部分で調査される、何とか毎年やっぺいこうという考え方は十分理解できます。

しかしながら、行政評価も含めて、今、本当に必要な施策だということは、やっぱり事業に展開できるようなことを望みます。ただ評価して、中間見直しをしてじゃなくて、必要な施策はどんどん打っていただきたいことを要望します。

また、基金につきましては、逆に言うと、今、負担している方にある程度我慢していただいて、将来のために積み立てているという部分もあると。それは私も思います。でも、今、手持ちがなければ、将来何もできないというのもいけないのもわかりますので、特に目標値があるものは、やっぱり市民の方も理解していただけたらと思います。ここまでないと、東部知多衛生組合でも、今2億円ぐらいのものが来年4億、高どまりでしばらく6億、7億円ぐらいまでごみの費用にかかる。もうこれは将来的な見通しが立っているからわかるんですよ。

でも、公共施設はまだ始めたばかりだと言いますが、やっぱり世代間の負担を公平にするためにある部分、100%基金を崩して改善したりするわけじゃないですよ。また借金をして、次の世代のためにやるものですので、だから、100%全て、ためた基金で運用するものじゃありませんので、やはり10年目には幾ら、15年目には幾ら、20年目には幾らというように、やっぱり目標値がないと。

せっかく区長が要望をいっぱい出しているのに、それが全然やってくれないと。お金がないからとか。あと、本当に、水没じゃないですけど、命にかかわるようなことをやっておけば本当はよかったのに、やらなかった。それで事故が起き、ほら、見たことないと。そういうことにもなりかねないんですよ。

だから、その辺、どれだけ積み増せばいいのかという部分と、あと、最低限安全のためにやらなきゃいけないところと、これはもう議員、私たちは要望しかできないですが、執行者側でしっかり考えていただいて、運用してもらおうよう強く要望し、賛成といたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第111号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第111号のうち本委員会所管部分につきましては全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) ありがとうございます。

委員会報告書につきましては例に従い提出をさせていただきます。

御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後1時49分閉会